

ID: 457

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	徴収猶予の取消し		
例規名 根拠条項	名寄市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第10条第1項		
例規番号	令和2年名寄市水道事業管理規程第4号		
<p>【根拠条文】 (徴収猶予の取消し) 第10条 管理者は、前条第2項の規定により負担金の徴収猶予を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金を一時に徴収することがある。</p> <p>(1) 徴収猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変更により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき。</p> <p>(2) 次条(第6号を除く。)に該当する場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る負担金を徴収することができないと認められるとき。</p> <p>(3) その他管理者が必要と認めたとき。</p> <p>2 管理者は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、当該受益者に下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(別記様式第6号)により通知する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考	名寄市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則に準用あり。		
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日